**尼崎市農業公園における生物多様性に基づく環境学習実施業務委託仕様書**

１　業務の目的

　　尼崎市農業公園（以下「農業公園」という。）の魅力を高め来園を促す取組として、再整備後の農業公園ではソフト事業の充実を図ることとしている。農業公園のヒメボタルをはじめとしたさまざまな生物が生息する環境を活かし、生物多様性の観点での環境学習などを実施することで、市民の環境問題に関する知識の普及と意識の向上を図る。

２　委託期間

　　令和６年４月１日から令和７年３月３１日まで。

　　ただし、本業務を同一事業者が継続して業務を実施することにより、本業務に係る経験及び知識を蓄積することができ、本業務がより効率的かつ効果的となることから、業務について特段の支障がなく本業務の適正な履行が確認された場合、初年度を含んで3年間、同一事業者との契約更新を行う。契約は１年毎で当該年度の予算の範囲内で随意契約を行う。

　　なお、本業務の実施については本市議会において令和６年度予算成立が前提となるため、予算不成立の場合は本業務を実施できないことから、プロポーザル参加者に損害が生じた場合でも本市はその損害の負担を負わないものとする。

３　業務内容

　　生物多様性や環境問題について、参加者が学び、体験できるイベントを企画し、実施する。

(1)農業公園を拠点とした生物の観察、捕獲による生物多様性を学ぶ。

(2)農業用水路などで生物と触れ合うことで多様な生物の発見や自然との触れ合いを学ぶ。

(3)たけのこ掘り体験等で作物を育てる大切さや収穫する喜びを学ぶ。

(4)竹細工体験など自然の竹や木と触れ合う中で木のぬくもりや楽しみを学ぶ。

(5)ヒメボタルの鑑賞など、在来種の生物を保全していく大切さを学ぶ。

(6)参加者の交流会やオリエンテーションなどを行う。

(7)上記項目以外にも農業公園を拠点とした生物多様性や環境に係るものであればイベントを開催する。

なお、上記業務内容の開催回数、日程、参加者募集については受託者に委ねるものとするが、目標として年間約１，０００人の参加が見込まれる内容とする。

４　業務実施の留意事項

　　本業務を円滑に実施するため、次の事項に留意すること。

(1)業務実施にかかる経費については、委託料に含むものとする。

(2)イベント等の参加費を徴収する場合は、教材費及び事務費などの経費を総合的に勘案し、参加者に過度の負担にならないようにすること。なお、教材費及び事務費などの実費及び事故等にかかる保険料等については、必要額を受託者が参加者から徴収することができる。

(3)業務の実施にあたっては、本仕様書に定める事項並びに法令等を遵守し、委託期間中、関係法令等に改正があった場合は、改正された内容に準じる。

(4)受託者は、本業務を行う上で知り得た秘密を他人に漏らしてはならず、本業務委託により知り得た個人情報を本業務の目的以外に使用してはならない。なお、本業務委託の契約期間満了後においても同様とする。

(5)受託者は、業務の実施に係る企画・広報・募集・受付・運営実施までの全てが本業務に含まれていることを理解し、余裕のある日程により業務を行うこと。

(6)地域住民及び参加者等からの要望・苦情等の問題が発生した場合は、迅速かつ誠意をもって対応するとともに、尼崎市に対してその都度報告するものとする。

(7)業務の実施拠点を農業公園とすることから、業務実施にあたっては施設管理者と十分な協議を行うこと。

(8)災害時、緊急時に備え、施設管理者と協議し、業務実施時の危機管理を徹底するとともに、感染症流行期においては適切な対応を行うこと。

(9)農業公園は令和７年度から管理棟建替え工事が予定されていることから、工事期間中、状況に応じた柔軟な対応を行うこと。

５　業務実施責任者の設置

　　本業務を実施するにあたっては、業務実施責任者を設けること。

６　損害賠償責任等

(1) 受託者が本業務の実施に際し、本市又は第三者に損害を与えた場合等にあっては、直ちにその損害を賠償しなければならない。

(2) 受託者が本業務の実施により第三者に与えた損害は、本市に起因するものを除き、全て受託者の責任として対応すること。

７　業務実施計画書の提出等

　　本業務の開始にあたっては、各イベントの具体的な内容を記載した業務実施計画書を提出し、本市の承認を得ること。

８　事業報告書の提出等

(1) 本業務の実施状況及び利用人数等を記載した事業報告書を、事業終了後３０日以内に本市に提出すること。また、年度の途中に、本市から業務実施状況の報告を求められた場合は、遅滞なく報告すること。

(2) 次の事項に該当したときは、速やかに本市に報告すること。

① 業務にかかる事故が発生したとき。

1. 受託者と金融機関との取引が停止となったとき。

③ その他、本市があらかじめ定めた事由が生じたとき。

９　委託料の支払い方法等

　　委託料の額及び支払い方法は、受託者が提出した事業計画書を基本として本市と受託者で協議し、予算の範囲内において契約書にて定める。

10　この仕様書に定めのない事項について疑義のある場合は、双方協議の上で決定する。

以　上